

論 文 要 旨

氏 名 加藤 佐和

論文題目 (外国語の場合は、和訳を併記すること。)

The moral status of human embryos and fetuses : Analysis of the utilitarian approach

ヒト胚・胎児の道徳的地位—功利主義的アプローチの分析—

論文要旨 (別様に記載すること)

- (注) 1. 論文要旨は、A4版とする。
2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語から4000語程度とする。
3. 「論文要旨」は、フロッピーディスク (1枚) を併せて提出すること。
(氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。)

目次

- 第一章 序論
- 第二章 種々の倫理理論におけるヒト胚と胎児
- 第三章 ヘアの功利主義論におけるヒト胚と胎児
- 第四章 置き換え可能性テーゼ再考
- 第五章 既存の倫理的枠組みをこえて
- 結論

論文要旨

本論文の目的は、第一にヒト胚・胎児の道徳的地位を問うことである。ある存在が他者の意のままに扱われてはならないと思われるときに、われわれはその存在を一定の仕方で扱う必要があると感じる。道徳的地位とは、そのような存在が有する道徳的価値を意味する。そして第二に、それらを考慮した上で、ヒト胚や胎児の道徳的地位を扱うための一貫した倫理的枠組みを提示することである。

第一章では、このテーマをとりあげる今日的な背景、ヒト胚や胎児についての用語や成長過程、それらがかかわる広範な問題領域が整理される。

第二章では、主な倫理的な理論や立場においてヒト胚や胎児がどのように扱われうるかを概観する。それぞれの立場の理論の整合性と現実問題への適用可能性を評価し、それぞれの問題を確認する。

カトリックに由来する生命の神聖性という観念からはヒト胚や胎児は人間の生命を有する存在であり、それゆえに保護に値すると見なされる。この立場はすべての人間を等しくあつかうという意味で一貫した立場を提示しうる。しかし、それはなぜあらゆる生命のうち人間の生命が特別な価値を有するのかという問いに対して答えようとすると同語反復に陥りやすい。それは人間と他の種との違いを無条件に前提する種差別主義を避けにくい。それを避けようとするなら「人の生命であるから」以外の理由が必要とされる。その根拠を神に求めると一種のドグマになる。高度な精神的能力を根拠にしようとしても、ヒト胚・胎児はそれらをもたないように見えるのに対し、一部の高等動物はそれらをもつように見える。

カントの義務論では理性的かつ自律的な人格に対する義務がその中心にある。われわれは人格存在を尊重しなければならないが、いつから人格であるかは明らかでない。カントがヒト胚や胎児をどのように扱うべきだと考えていたかは答えが出せない。カント的義務論の流れを継いで、ロールズは契約論的立場から正義の理論を展開した。彼は自由で合理的な存在

者が討議を通じて正義の原則に合意しうる仮想の選択の場を想定した。彼によればその場に動物は参加できないとされるが、ヒト胚や胎児も怪しいように思われる。それらは自由で合理的な討論者とは見なしがたい。

プロチョイスと呼ばれる立場は個人の選択を重視する。フェミニズムはそれに分類される。そこでは産んだ後で世話をする母親の権利が強く打ち出されるのに対して、ヒト胚や胎児は母親に依存的なあいまいな権利の保有者として見なされがちである。女性の中絶に対する権利からの考察は重要ではあるが、ヒト胚・胎児を女性から切り離して、それらの道徳的地位を問わずに、女性の権利だけを全面的に肯定することはできない。そこで、胎児は生命に対する権利をもたないとするパーソン論の立場を見る。この立場は生命に対する権利と自己意識的で自らの生を欲求しうる人格とを結びつける。そして、そのような人格と胎児とを比較して、明らかに胎児はそのような能力をもたないとされる。パーソン論はパーソンと非パーソンとを二極化する単純な二元論に見え、多くの批判を浴びてきた。

徳倫理においては、女性による中絶の決定の道徳的な是非は、その女性が自分のおかれた個別の状況において、その決定をなす際に示す性格に依存する。このように、徳論では個別的な状況において個々人がヒト胚や胎児に対してどうふるまうことが望ましいかが問われる。だが、中絶という行為一般についてその道徳性を明らかにする立場ではないので、ヒト胚・胎児の道徳的地位は前面には出てこない。むしろ、それとは独立して論じられうる。

功利主義は関係者全員の幸福を最大化することをめざす。そのとき、この幸福の基準として快楽の増加および苦痛の減少を採用するとすれば、発達初期段階にあるヒト胚はまだ快苦を経験することはできないが、ある段階以降の胎児は快楽や苦痛を経験することができると考えられている。よって、このタイプの功利主義は感覚能力をもつ胎児の快苦を幸福計算において無視できない。また、選好の充足を幸福の指標として選択する功利主義のタイプもある。充足されるべき選好として現在もたれている選好だけを考慮するなら、快苦にもとづく幸福最大化と近くなるだろう。初期のヒト胚は現在選好をまだ、あるいはほとんどもたないと判断されるかもしれない。他方、ある程度発達した胎児は現在何らかの選好をもつと見なせるかもしれない。また、選好を現在のものだけに限定せず将来のものも含むと考えれば、胎児だけでなく初期のヒト胚も同様に発達すれば将来充足されるべき選好をもつと考えられる。選好充足ベースの功利主義では以上のような形でヒト胚や胎児の選好が功利計算に算入される。こうした検討の結果、功利主義がもっとも論ずるに値するように見える。というのも、それがヒト胚や胎児の有する特質に着目し、少なくともそれをきちんと評価しつつ、われわれのおこなうべき行為を決定しようとするからである。

第三章では、現代の功利主義がヒト胚や胎児のかかわる倫理的問題にどのように応えうるか、そして、前章でみた他の倫理学理論における問題を功利主義はどのように解決しうるかをより詳しく見ていく。まず、ヒト胚や胎児に関する快楽ベースの功利主義前者としてシンガーを、選好充足ベースの功利主義後者としてヘアを取り上げる。シンガーは快苦を感じる発達段階でもってそれ以前の胎児とそれ以降の胎児との間で区別をおこなう。その時期以前ではヒト胚や胎児はわれわれが考慮すべき快苦を有していないと判断される。ヒト胚の研

究利用や初期胎児の中絶は、何の快苦も経験していない存在者の生命を終わらせることであり、それ自体では道徳的によくも悪くもない。ヘアは胎児の間にこうした線引きを行わない。ヒト胚も胎児も順調に成長すれば人格となりうる、将来さまざまな選好を有しうる存在者である。ヘアによれば、ヒト胚や胎児の有する人格への潜在性が、それらの保護が必要であると見なされる理由となる、唯一にして最大の特性である。ヒト胚・胎児の扱いにおいて両者は異なる視点に立っていると言える。

シンガーが重視する快苦の経験は、ヒトだけでなく一部の動物にも当てはまる。よって、彼は快苦を経験する胎児と一部の動物との間で道徳的に同じ扱いを要求する。彼の議論の重点は、ヒト胚・胎児の地位の向上より、動物の地位の向上の方にある。他方で、シンガーは人格への潜在性をいくつかの理由によって重視していない。だが、ヒト胚や胎児と動物たちの唯一にして最大の違いは、将来順調に成長すれば人格になりうるか否かという点である。ヒト胚や胎児の有する人格への潜在性を道徳的に重要ではないものとして切り捨てるにはまだ早いように思われる。さらに、すでにいる人格は選好ベースで考え、なぜヒト胚・胎児は快苦ベースで、しかも現在の快苦に限って考えるべきであるかも明らかではない。ヘアは、ヒト胚や胎児のかかわる問題をそれらの選好ベースで考えており、またそれらを保護すべき唯一の重要な理由としてそれらが有する人格への潜在性をあげる。このため、以降はヘアの議論を中心にヒト胚や胎児の彼の扱い方をさらにくわしく見ていく。

ヘアは、現実の人々の幸福だけではなく可能的な人々の幸福も考慮すべきである、つまり存在自体が可能かどうか分からない人に対してもわれわれは義務をもちうると考える。このような主張を理解するために、ヘアの背景にある道徳判断の「指令性」と「普遍化可能性」という特徴を見てみる。指令性はわれわれがあるものや行為をよいと判断するとき、それらを選択すべきと判断することを含む。そうしないなら、われわれは論理的に混乱していることになる。また、道徳判断は普遍化可能でなければならない。それが意味するのは、ある人がある状況である行為をすべきなら、それとよく似た状況にある別の人もその行為をなすべきであるということである。よく似た状況というのは、過去、現在、未来を通じて当てはまる。ヘアは、個人に言及しない、また時制に言及しない形での道徳判断の普遍化を考えている。

このような道徳判断の普遍化可能性によって、ヒト胚や胎児の生命がなぜ保護されるべきかが理解されうる。われわれが今自分が存在してなかったことより存在していることを選好するなら、妊娠が途中で妨げられなかったことはよかったと認めることでもあるとされる。この判断から、同じ選好をもつあるいはもちうる存在者は彼らにとって妊娠が妨げられないことはよいことであろうという判断に移行可能となる。こうして、このような選好をもちうる存在の誕生を妨げる行為は道徳的に悪いと見なされる。このような存在は潜在的な人格と呼ばれる。潜在的な人格は自らの存在への選好をもちうる成長した人格を帰結しうるものである。そのような存在はヒト胚や胎児だけでなく、一組の精子と卵子も含まれる。さらに、新生児もまだ厳密には人格であるとは言えず潜在的な人格のクラスに分類される。以上が、ヘアによる人格への潜在性がなぜ重要であるのかという理由と、潜在的な人格の外延である。

潜在的人格は内包的な意味合いももつ。一見潜在的人格のクラスに属するよう見えても、潜在性を能力として欠くものもある。それらの例には何らかの異常のために人格まで成長しえないものが含まれる。また、余剰胚は潜在性それ自体を有するかもしれないが、それを実現するための環境が与えられていない。

さらに注目すべきことは、ヘアが精子と卵子のペアの潜在性を今まさに受精しようとしているような特殊なペアに限らず、任意のペアにおいても認めていることである。これにより、配偶子が特定されなくてもよいので、ほとんど無限の潜在的人格がいるように思われる。だが、われわれにはそれらのすべてを保護することはできないし、実際その義務はないとされる。われわれの義務は潜在的人格の数を最大化することではなく、すべての潜在的人格に対して公平に最善を為すことである。そのためには最適な数を選ぶ必要があり、この意味で適切な家族計画と人口政策には共通する部分がある。最適な数を選ぶために、存在しうるものうちであるものを排除することが功利主義的に正当化される。

この文脈でもっとも議論の余地がある問題は、潜在的人格間の置き換えである。置き換え可能性テーゼは次のように表せる。ある存在が死ぬことによつてのみ、別の存在が生まれることができ、なおかつその別の存在が生まれることで全体の幸福の量が変わらないか、あるいは増えるならば、ある存在を殺して別の存在を生みだすことが正当化される。具体的には、深刻な障害をもつ胎児や新生児を、次に妊娠されるより高い幸福な生への見込みを有する子どもと置き換えることを意味する。

潜在的な人格の数や潜在的人格のうちどちらを生むかということを考えるのは、ヘアのいう批判的思考のレベルである。置き換えの事例がわれわれの直観に反するよう思われるのは、それがもうひとつの直観レベルの思考にかかわっているからである。われわれは胎児のや新生児の潜在性を道徳的に重要だと見なしているので、そのような置き換えを反直観的に捉える。しかし、潜在的人格の数の選択や誰を生むかの決定は普遍化可能な道徳判断をめざす批判的思考のレベルで行わなければならない。そこではより幸福な人格を生む蓋然性の比較が平等に行われた上で、どちらの子どもも潜在性を実現させるべきかが最終的に決断される。ヘアは直観的思考の意義も認めているが、それは置き換えの事例のような極端な事例を扱う際には役立たないと考え、ふたつの思考を厳密に分けている。

ヘアの立場は、潜在性原理において保護を与え、功利主義的正当化で数や誰を生むかを正当化しようとする、一貫した枠組みをもつ立場であると評価できる。とはいえ、置き換え可能性テーゼは潜在的人格をめぐる功利主義の議論のなかでもっとも非難が集中するところであるといえる。そこで第四章では、功利主義の枠内でそのテーゼを前提としない議論が可能であるかを検討する。

ヘアは、自分に誕生を妨げなかったことはよかったということは、両親が中絶だけでなく避妊もしなかったこともよかったことを含意すると主張する。それに対し、ロックウッドは、たしかに両親が胎児としての自分を中絶しなかったり、自分が妊娠されるときに避妊しなかったことを遡及的に嬉しく思う理由をもつが、もし両親が避妊をしていたとしたらその状況下で自分は存在していないことになる。初めから自分が存在しないときに、自分にとっての

利益も不利益もないとする。ロックウッドは、ある行為は個体 X がいずれかの時点で存在する場合のみ X の利益でありうるかそれに反する、とする。そのとき、個体性を確立するために彼は人格同一性の概念を用いる。では、そのような個体 X が生存し始めるのはいつの時点になるのだろうか。彼は、脳死が人の死であることが受け入れられつつあるなら、脳生で人の誕生とするのが合理的であるとして、個体としての人格同一性の開始を脳の形成時とする。

彼の議論はたしかにいくつかの実践的に有効な帰結を生む。すでに脳によって人格同一性を確立した胎児や新生児を、そうでないものと置き換えるのは等価とは見なされないかもしれない。しかし、胚における脳の形成時という科学的・発達学的な事実が道徳的に重要な事実となるためには理論的基礎づけが必要である。単純に脳死との整合性を図るために脳生という基準が採用されているように見える。多くの点で脳死者の脳と形成され始めたばかりの脳は質的に大きく異なる。脳死が人の死だと見なせるからといって、脳生を人の誕生と見なさなくてはならないわけではない。また、脳の形成時を正確に同定することも困難に見える。

次に、もうひとつの置き換え可能性を避ける試みを検討する。人格の同一性をもたなくてもすでに現実世界に存在していることは道徳的に重要であるだろうか。ヘアは存在そのものを利益とは見なしておらず存在は生を享受する人にとって、その必要条件として有益なものとして位置づけられる。では、存在していることを道徳的に重要な違いとしてわれわれが受け入れるならば、その後の議論はどのようになるだろうか。

シンガーは置き換え可能性の議論が避けられうる立場として存在先行説を提案する。存在先行説では、個体がすでに存在しているあるいはわれわれの決定にかかわらずいずれにせよ存在する場合には、幸福の量だけでなく質を第一に気にかけることが正しいと見なされる。反対に、幸福の量のみを重視する総量説では、幸福の量を増やすために、存在している者の幸福を増やす仕方と、幸福な存在者それ自体を生み増やす仕方の両方を認める。存在自体が道徳的に重要な事実なので、存在が成立している胎児や新生児と、われわれの決定によっては存在が可能となる子どもとの置き換えは成立しない。なぜなら、存在先行説の定義上、後者の子どもの幸福は功利計算にそもそも含まれないからである。

置き換え可能性という反直観的な結論を避けうる存在先行説であるが、それもまた別の反直観的な結論を含むことになる。彼自身がそのことを存在先行説の欠点であると見なしている。それは、存在先行説がこれから妊娠される子どもの幸福を考慮に入れる必要がないということは、同じくその子の不幸も考慮に入れる必要がないということである。しかし、われわれの直観はその子どもが悲惨な生を送ることが十分に予想されるならば、その子を生むことに反対する理由があると見なす。以上が存在先行説の含意する反直観的な結論である。

われわれの直観はそのとき何を重視しているのだろうか。これから妊娠される子どもの存在自体は可能的であるが、われわれが具体的にその子どもについて言及したり想像したりするとき、その子は単に可能的な存在とは言えなくなり、アクチュアルにわれわれの関心を引く。その子どもの利害や幸不幸は、道徳的配慮の対象になりえ功利計算にかかわりうる。しかし、このように考えることは再び置き換え可能性テーゼにわれわれを立ち戻らせるだろう。

結局、功利主義の枠内で置き換え可能性テーゼを前提とすることは避けがたいと言えるだ

ろう。もともと功利主義には人を幸福の容器のように見なしていると批判されてきた。それは、功利主義にとって重要なのは全体の幸福の量や質であり、それをどの容器につまり誰に分けるかは重要ではないという批判である。そのような批判に答えるために、次に、いつ人は置き換えられなくなるかを検討する。

ヘアは成人や幼児は置き換え不可能な存在だとしている。なぜなら彼らは生への欲求をもつからである。胎児はそれを明らかに欠いているが、新生児の場合は議論の余地が残るという。ただし、潜在性原理の意味が正しく理解されるならば、新生児を殺すことはかなり限定されるはずであるとも述べている。このことはどのように解釈できるだろうか。上で述べたように、新生児は現実には人格ではないので潜在的な人格であった。しかし、実際のところ新生児においては、アクチュアリティに差を設けているように見なされる。

しかし、人格への潜在性は本当に新生児殺しの適切な歯止めでありうるのか。ここで、われわれが思い出すべきなのは、ヘアによる潜在性の議論には、潜在性そのものの評価と、幸福な人格を生む蓋然性の評価・比較という二面性があった。もしある新生児が、人格へと成長し得ないような重篤な障害ではなく、生きるに値しないほどの生ではないこと、つまりある程度の QOL をもつ生を送ることが見込めるが、比較的軽度の知的な障害を有するならば、潜在性のふたつの評価の側面は異なる評価を導きうる。

同じことはさらに、一部の国で現在とくに問題になっている男児と女児との産み分けでも起こりうるかもしれない。ある国においては、子どもが女児として生まれるよりも男児として生まれる方が、本人あるいは家族にとってより幸福な将来がもたらされる傾向がある。そのとき、潜在性そのものを評価すれば、母親や両親は女児であつても男児であつてもその子を生むべきであるという判断を支持するだろう。しかし、次に妊娠される子どもが男児であるかもしれず、男児として生まれた子どもを自分たちがもつことと実際に比較する場合、「女児より男児を生むほうがよい」という結論が実際に導かれるとすれば、ヘア流の功利主義は男児を生むべき理由を与えうるかもしれない。

最終章では、生命倫理の諸問題のうちで、この問題がとくに難解であるのはなぜかを問う。受胎観や胎児観などは長い歴史とともに構築されてきたが、可視化された受精卵・胎児とのつきあいはまだ浅く、さまざまな発達学的事実は解明され始めたばかりとあってよい。胚や胎児に対して有するわれわれの直観と科学的な事実はようやく本当の意味ですり合わせられ始めた。

また、いつの時点で人間の生命が開始するのかという問題のもつ特有の難しさがある。哲学的には「生まれながらに人間は自由で平等」といった使われ方をしてきたが、「生まれながらに」の意味を問い始めたのはつい最近のことである。むしろ、この問いで中心的な役割を果たしてきたのは神学・宗教の分野であり、それは二章でみたように一種のドグマに陥りやすい側面をもち、哲学的根拠がなかなか言えないところであつてきた。

このことは人の命の終わりがいつであるかという問いにおいても同様である。しかし、両者の問いで異なるのは、死についての問いは心臓死にせよ脳死にせよ、少なくとも自分で決めることはできるということである。死をめぐる生命倫理問題では自分の意志、自己決定、

権利論的アプローチが一定の力をもつ。それに対して、生の開始を問う問題ではその決定をなすことは、ヒト胚・胎児といった他者について判断することである。

さらに、パーフィットが指摘した点も重要である。ヘアは存在と非存在の状態を比較したが、パーフィットはわれわれには非存在という状態が経験できないので、今存在していることは比較が成り立たないという解釈を提示した。彼は誰かを存在させるということは、それが得られない場合の対応する事例のない特別なことでありうると指摘する。

これまで検討されてきたことを踏まえて、ヒト胚・胎児を扱うよりよい枠組みを構築するために必要とされることをまとめよう。第一に、事実と論理だけに訴えて道徳判断をなすことはたしかに重要なことであるし、誤った判断を理論上は防げるはずである。ただし、普遍化可能な判断をめざした功利主義的結論が普遍的に受け入れられているかと言えば必ずしもそうは見えない。倫理学が理論的だけでなく実践的でもなければならぬなら、実践的な帰結の意義も考慮される必要があるだろう。第二に、われわれは制限的な二元論的枠組みから脱却すべきである。人間のクラスを明確に二分するようなものはないし、ヒト胚や胎児はそのような枠組みを超える存在である。そのような線引きをめざすよりも、それらの内在的特質を評価して、それに応じた枠組みづくりをすることの方が実践的に有効であるだろう。第三に、われわれは生殖問題と人口問題をある程度分けて考えた方がよい。われわれがアクチュアリティをもって語れる程度は、これから妊娠されうる子どもと将来世代との間に差を生じる。第四に、置き換え可能性テーゼと潜在性原理はすべり坂の問題を解決しなかったので再考される必要がある。

最後に、これらの点を踏まえてヒト胚・胎児問題を扱うためのより妥当な枠組みを提示したい。まず、われわれの枠組みではアクチュアルな人格はある能力の獲得時より誕生を指標にする。その結果、誕生前の胎児はポテンシャルな人格となる。しかし、誕生前後の胎児と新生児を区別するのは場所の違いのみである。そこで、体外生存可能性を獲得した胎児はほとんどアクチュアルに近いのでセミ・アクチュアルな存在と見なす。

体外生存が不可能な胎児は純粋にポテンシャルな存在である。潜在的な人格は単に人格になることが可能な存在と比べてやはり潜在性のアクチュアリティに差があるといえる。潜在性の意味は個体同一性への言及で区別されうる。そして、個体として確立される同じ時期（受精後 14 日）は実践的に有効な理由を与えられる。このようなポテンシャルな人格の区別に応じて、14 日目以前の前胚はポッシブルな人格となる。しかし、われわれは将来世代と次に妊娠されうる子どもとを区別するつもりであった。われわれが次に妊娠されうる子どもについて想像したり利益を考慮しうるかぎり彼らはただ単にポッシブルな存在だとは言えなかった。彼らはセミ・ポテンシャルな存在としてみなされる。セミ・ポテンシャルと単にポッシブルな人格を分けるのは、両親の合意のもと彼らの生存が意図され、受精が試みられるようになるときであろう。

最後にこのような枠組みのもとで具体的問題にいくつか触れる。それぞれの地位に応じて、扱いにおいて差が生じる。この差が正当化されるよう、できるだけ説明を加えたつもりである。

本論文の目的はヒト胚・胎児の道徳的地位を考察することであった。考察を進めて行くうちに、それらを問うことがなぜ難解であるのかが明らかになってきた。そのような難解さにも配慮しつつ、ひとつの枠組みの提示が試みられた。それはいささか実用主義的な印象を与えるものであるかもしれないが、このように考えることがわれわれにとって合理的である理由をなるべく明らかにしたつもりである。